

## あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 29 年度第 1 四半期）

## デリバティブ関係（金利・商品系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	28年度(あ)62号
申立ての概要	説明不十分で締結させられた金利スワップ取引に係る債務不存在確認
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行との間で締結した金利スワップ取引について中途解約清算金等の債務不存在の確認を求める。</li> <li>・ 当社はB銀行に対し変動金利の借入があり、当該借入の借換えを依頼した際、B銀行担当者から、本件契約を締結することを勧誘された。</li> <li>・ 当社は、口頭で本件契約に係る設定金利に合意したものの、後に本件契約のリスクを認識したことから、契約書への記名押印を拒絶した。</li> <li>・ 本件契約の契約書が作成されていないため、本件契約は成立したとはいえない。しかし、B銀行は既に契約は成立していると主張している。</li> <li>・ 当社は、B銀行担当者から、本件契約のリスク及び本件契約が口頭での合意で成立することについて十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行は、A社からの聴取等により、A社の金利変動リスクに係るヘッジニーズを確認した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・ 当行担当者は、A社に対し、所定の資料を用いて、本件契約は口頭での合意で成立するものであり、契約書は事後的に契約内容を確認するものであること、本件契約と借換え融資は異なる契約であること及び本件契約のリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・ 本件契約の契約書を作成していないことは事実である。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 28 年 12 月 8 日及び平成 29 年 1 月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、B銀行に対して、事実関係の経過から、本件契約は成立しているものの、勧誘の状況や契約書が作成されていない事実等に鑑みると、契約が無効であると解することはできないものの、口頭によるやりとりによって本件契約が成立することについての十分な説明があったかどうか疑問が残ることを指摘した。</li> <li>・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> </ul>

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li><li>・ 平成 29 年4月 18 日付けで和解契約書を締結した。</li></ul> |
|--|--|

以 上